

交通事故による

損害賠償の

調停申立の

方法について

○交通調停の話

一、交通事故で自らが傷つきあるいは最愛の肉親を失うなどの悲劇が、年ごとに増加しています。このような不幸な事故が起こった場合、被害者の救済をはからなければなりません。その中でも損害賠償の問題は、だれもが頭を悩ますものです。

今回は、この賠償問題の解決を、手軽にしかも適正に行なうことができる交通調停についてお話ししましょう。

一般に、交通事故による損害の賠償は、当事者どうしの話し合いで解決されており、これを示談といいますが、双方がゆずりあって、円満に示談がまとまり、その内容も適正なものであれば、これ以上望ましい方法はありません。

しかし、交通事故の場合はお金の貸し借りなどは違って、法律的にむずかしい問題が多く、また、事故の内容や被害者の収入などで、賠償額に大きな違いがでてくるもの

です。適正な賠償額を決めることは、容易なことではありません。いきおい双方の言い分が食い違つて、感情的な対立にまで発展しがちなものです。示談屋などの甘言に乗せられて、たいへんな損失をこうむることもなかりかねません。

その点、裁判所で行なわれている交通調停は、このようにめんどろでむずかしい賠償問題の正しい解決の指針を示してくれるものであり、社会経験の豊かな調停委員が当事者の間をとりもつて、双方が納得する解決にいたるよう、みちびいてくれるものなのです。

二、それでは次に、この調停の手続きを簡単に説明してみよう。

交通調停は、全国に五七〇か所もある簡易裁判所で取り扱っています。被害者ももちろん、加害者でも、示談ができず困っているときなどにはこの簡易裁判所の窓口で調停

の申し立てをすればよいのです。この申し立ては、相手方が住んでいるところにある簡易裁判所にするのが原則ですが、申立人に身体上の故障があったり、経済的に苦しく、遠方の裁判所に行けないなどの事情があるときには、自分の住所のあるところにある簡易裁判所でも、取り扱ってくれることがあります。このようにな取り扱いを希望するならば、申立てのときにその事情を述べるとよいでしょう。調停の申立書には「申立人と相手方の住所氏名」「いつ、どこでだれの車でだれが死傷したか」「それに「相手方に支払を求めた金額」を書くのですが、請求額をいくらにするのがよいかわからないときは「相当額の賠償を求めると書けばよいことになっています。

なお、この調停の申立書を書くことが困難なときは、印鑑を持って裁判所の窓口に行けば、口頭でも申立てることができるとなっています。この場合、右に述べた申立書に書くことがらを窓口で述べればよいのです。

調停の費用は、収入印紙で納める申立ての手数料と、関係者呼びだす切手代などだけで、証拠調べなどが必要と

ならないかぎり、特別の費用はいりません。この申立ての手数料は、調停で請求する賠償額によって違います。たとえば五〇万のときは二、二〇〇円、一〇〇万円のときは三、二〇〇円となつていますが請求額をいくらにするのがよいかわからないときにはさしあたり三〇〇円の印紙を納めればよいことになっています。

さて、申立ての手続きが済むと、裁判官と二名の調停委員とによって調停委員会が開かれ、申立人と相手方に調停期日の知らせがあります。申立人と相手方はその日に裁判所に出向いて、裁判官と調停委員に事故の内容などを説明するのですが、それでもわからないときは、調停委員会には、関係者に問い合わせたり警察の記録を取り寄せて調査するなどして、事故の実情をはつきりさせるわけです。

このようにして事件の内容がよくわかると、調停委員会は、裁判で決められている賠償額を参考にし、さらに、当事者双方の事情を考えに入れて、解決のために最も適当な方法を検討し、これを受け入れるよう当事者にすすめます。

その結果、双方とも納得できる解決案がみつければ、その内容は調停条項として裁判所の調書にはつきりと記載され、裁判で決定したのと同じ強い力をもつことになり、これで調停は終了するのですが、相手方が約束を守らないときは、この調書に基づいて相手方の財産を差し押えることができます。この点でも安心なわけです。

三、裁判所では、交通調停がより多くの人々に利用されるよう、いろいろな施策をこうじてきました。その結果、交通調停事件は、年ごとに増加しています。昨年一年間に全国で一万件を超える事件が処理され、その七割強の事件では調停が成立し、賠償問題が解決されています。

また、その審理期間をみると、申立てがあつてから、三か月以内には全体の六割五分、六か月以内には実に九割を超える事件が処理されています。このように早く、またむずかしい手立てのいらぬ調停が、今後ますます利用され、賠償問題が正しく解決されるようにしたいものです。

竜ヶ崎市下町四九一八
竜ヶ崎簡易裁判所
電話(三九七)二一〇一〇〇番

交通安全に献身する一町民



交通安全協会の東文間分会長、佐藤俊一さん(大字羽中一、三〇六番地)は、交通安全運動に献身的な活動を続けています。

会本来の事業面での積極的な行動は周知のことなので、それは省きエピソードを、二つとり上げて紹介したいと思います。

丁字路や見通しの悪い道路に「一時停止」とか「徐行」と書かれた立看板があつて、ドライバーの注意をうながしています。それらの看板は、安全協会が設置したものです。が、車のどろはねで汚れたり強風に倒れたりします。そん

な場合、すぐにどろを洗い落としたり、まっすぐに立てなおしたりすればいいのだが、だれもが忙しい仕事を持っている関係からなおりにしがちです。

そのような時、佐藤さんは家業に余暇を作りだし、一人で黙々と修復作業をして回ります。なかなかできないことだとそれを知るものに感謝されています。

また、役場から安全協会員に対して献血の呼びかけがあつたことがあります。その時は、どこのだれに供給されるか知らないが、交通事故によつて死にひんする人を助けることができるのならと率先して献血しました。

昨年度、この協会に町議会議員の古田始氏が高額の寄付をされたことがあります。これは同氏が、交通安全のための事業に多大な関心と理解を持っていられるからにはかありませんが、佐藤さんのような分会会長がいてはじめて有効適切に使用されるであろうこととお考えになったからではなからうかと私たち会員は推察しています。

佐藤さんはこの春、交通連

反監視員を委嘱されて、取り締まり当局に大きな協力をしています。運転歴十年、無事故、無違反というキャリアが認められ、近く、斎藤平氏や下村政夫氏らとともに表彰されるという話ですが、まったく表彰にふさわしい人と思えます。

安全協会の業務は、必要かぐべからざるものでありながら、会員からの会費だけでなくかなわなければなりません。したがって奉仕の精神がなければ成り立ちません。これは佐藤さんの信条のようです。自分さえよければいいといったドライな風潮の世の中でこうした人の存在は貴重だと思えます。

大字福木 佐々木清 記
宮本和也

利根町人事

【異動】十一月一日

- 厚生課民生児童福祉 長谷川 浩
- (厚生課簡易水道) 飯塚 昭 (厚生課)
- 住民課 石井公一郎 (住民課)

各種団体連合運動会開かる

婦人会、青年会、消防団、PTA、食生活改善推進員協議会、学校職員、役場交友会など町内各種団体による連合運動会が、十一月二十三日布川教場で開催されました。

小春びよりに恵まれたこの日は、午前九時から午後三時まで、びんつきり競走をはじめ



パンパンと景気の良い打ち上げ花火の音とともに、にぎやかにくりひろげられる運動会は、勝っても負けても楽しいものです。写真は、その日の運動会のひとコマ。競技はおしとめくら。